



島根県報

平成19年 6 月 8 日 (金)
第 1,886 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
道路の区域の変更	(道路維持課) 1
道路の供用開始	(") 2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 3
都市計画事業の認可	(都市計画課) 4
一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域	(建築住宅課) 4
公 告	
平成19年度調理師試験の実施	(健康推進課) 5
都市計画の変更案の縦覧	(都市計画課) 6
特定調達公告	
島根県行政情報ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の実施	(会計課) 6
選管規程	
公職選挙事務取扱規程の一部改正	9
選管告示	
不在者投票を行うことができる施設の所在地の変更	9
漁調委指示	
しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限	10
雑 報	
平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の実施	(建築住宅課) 10

告 示

島根県告示第486号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
			A 前	メートル 10.80 ~ 17.50	メートル 1,030.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区

県 道	海潮穴道線	松江市穴道町上来待21番8地先から同町東来待1658番3地先まで	B	4.00~ 12.00	1,100.00	松江県土整備事務所	分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市町村道移管
			後 A	10.80~ 17.50	1,030.00		
"	広瀬荒島線	安来市西松井町字小原560番1地先から同字441番1地先まで	前	11.00~ 17.00	149.00	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	11.00~ 22.00	149.00		
"	"	安来市西松井町字小原438番1地先から同市田頼町字西境170番1地先まで	前	A	10.00~ 17.00	120.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 土地所有者への返還 仮設道撤去
				B	10.00~ 18.00	120.00	
			後 A	10.00~ 17.00	120.00		
"	"	安来市田頼町字本郷368番1地先から同町字台372番1地先まで	前	9.00~ 12.00	98.50	交通安全工事 拡幅	
			後	14.50~ 15.00	98.50		
"	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町三成1261番2地先から同地先まで	前	8.00	30.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	8.00~ 14.00	30.00		
"	川本美郷線	邑智郡美郷町都賀行792番地3地先から同地先まで	前	3.00	15.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	3.00~ 5.00	15.00		

島根県告示第487号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町三成1261番2地先から同地先まで	メートル 30.00	平成19年 6月11日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	多伎江南出雲線	出雲市大津町字新崎1102番7地先から同町字本朝851番2地先まで	468.00	平成19年 6月14日	出雲県土整備事務所	

〃	川本大家線	邑智郡川本町大字三俣88番 1 から同所まで	165.00	平成19年 6月11日	県央県土整備事務所
〃	〃	邑智郡川本町大字三俣33番 2 から同大字27番 1 まで	72.00	平成19年 6月11日	
〃	浜田商港線	浜田市原井町2793番 1 地先から同町2792番地先まで	86.50	平成19年 6月11日	浜田県土整備事務所

島根県告示第488号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成19年 6 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 島ヶ原
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から11号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
鹿足郡吉賀町柿木村白谷457番 2	1 号
〃 484番	2 号及び 3 号
〃 1279番	4 号
〃 1280番 1	5 号
〃 494番	6 号及び 7 号
〃 491番	8 号及び 9 号
〃 490番	10号
〃 486	11号

- 1 区域の名称 玉の宮
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から22号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と22号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市玉湯町玉造1825番	1 号及び 2 号
〃 1824番 1	3 号
〃 564番 2	4 号
〃 1817番 1	5 号
〃 569番 9	6 号
〃 572番 2	7 号
〃 571番 1	8 号
〃 586番 2 地先道路敷	9 号
〃 1794番 8	10号

"	595番 1	11号
"	591番 1 地先水路敷	12号
"	589番 2	13号
"	582番 1	14号
"	572番 2	15号
"	569番 2	16号
"	1816番 1	17号
"	1815番 1	18号
"	555番 6	19号
"	560番	20号
"	562番地先道路敷	21号
"	1823番	22号

島根県告示第489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

平田都市計画道路事業 3・5・3号元町中の島線

3 事業施行期間

平成19年6月8日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市平田町字後川、字本町、字灘町、字御茶屋町及び字中ノ島地内

(2) 使用の部分

なし

島根県告示第490号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は浜田県土整備事務所及び浜田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 対象区域

浜田市旭町丸原155番 5 他29筆

2 認定の年月日及び番号

平成19年5月29日 第1号

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成19年度調理師試験を次のとおり実施する。
平成19年 6 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成19年 9 月26日（水）13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第 3 項の各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して 1 回20食以上又は 1 日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2 年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所健康増進グループ又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

関係用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、160円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所又は県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成19年 7 月13日（金）から平成19年 7 月27日（金）まで（郵送の場合は、平成19年 7 月27日（金）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成19年 8 月16日頃に送付する。

7 合格者の発表

平成19年10月26日午前10時に県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともに、その受験番号を島根県のホームページに登載する。また、平成19年10月26日以降に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。
なお、郵便で問い合わせるときは、必ずあて先明記の返信用封筒を同封すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成19年6月8日

島根県知事 溝口善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市東津田町、山代町

安来市東赤江町、佐久保町、黒井田町

八束郡東出雲町大字出雲郷、春日、須田、内馬

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに松江市役所、安来市役所及び東出雲町役場

4 縦覧期間

平成19年6月11日から平成19年6月25日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年6月8日

島根県知事 溝口善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称及び数量

島根県行政情報ネットワーク用パソコン 409台

(2) 調達する物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成19年9月12日まで

(4) 納入期限

平成19年9月12日

(5) 納入場所

島根県内とし、詳細は入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札は、パソコン1台当たりの単価で行うものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定に基づき、営業種目が大分類1(文具・事務用機器類)、中分類(4)(情報処理機器)の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札説明書の交付等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎1階

島根県出納局会計課 用度グループ

電話 0852-22-5336 ファクシミリ 0852-22-5963

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者1人に対し、1部を無償で交付する。

イ 交付期間は、本公告の日から平成19年6月21日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 電子ファイル(PDF及びExcel形式)による交付を希望する者には、電子ファイル(PDF及びExcel形式)を電子メールに添付して入札説明書を交付するので、交付期間中に、法人名(法人のみ)、担当部課名、担当者名、電話番号、返信先電子メールアドレスを明記して上記(1)まで申し込むこと。

(3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、申請書に入札説明書に規定する書類等を添付の上、島根県知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成19年7月3日(火)午後5時

ウ 提出場所 上記(1)の場所

エ 提出方法 持参又は書留による郵送(提出期限必着)

4 入札及び開札の日時並びに場所等

(1) 日時

平成19年7月19日(木) 午後2時

(2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

(3) その他

郵便による入札については、平成19年7月18日(水)午後5時まで上記3(1)の場所に到着していること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書による。

(4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請等に必要な書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Item Name and Quantity of Product to be purchased

Item: Personal Computer for Shimane Prefectural Information Network

Quantity: 409 units

(2) Submission of Tender

Start: 19 July 2007, 2:00 p.m.

(3) Contact Details

Supply Group

Accounting Division

Bureau of the Treasury

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi

Matsue-shi

Shimane-ken 690-8501 JAPAN

TEL: 0852-22-5336

FAX: 0852-22-5963

選挙管理委員会規程

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年6月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

島根県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程(昭和28年島根県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(在外投票の投票用紙等を発送する日)

第18条の2 在外選挙執行規則(平成11年自治省令第2号)第23条第3号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

- (1) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙(公職選挙法第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。)又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 9月16日から翌年の3月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の3月16日、3月16日からその年の9月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の9月16日
- (2) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が公職選挙法第33条の2第3項又は第4項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日
- (3) 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が公職選挙法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

2 公職選挙法第33条の2第7項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第1号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第3項又は第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成19年6月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変更後
名称	所在地		
社会福祉法人多伎の郷老人保健施設たき	出雲市多伎町小田50番地	施設の所在地	出雲市多伎町小田50番地7

島根海区漁業調整委員会指示

島根海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、しいらつけ漁業保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示し、その有効期間は、平成19年6月1日から平成22年5月31日までとする。

平成19年6月8日

島根海区漁業調整委員会会長 伊藤 裕

しいらつけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、しいらつけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、しいらつけ漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による島根県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成19年6月8日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三澤 眞

1 試験の日時

平成19年10月21日（日曜日）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項について行う。

- ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令

平成19年 4 月 1 日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 4 肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

㊦ 掲載期間

平成19年 7 月 2 日 (月曜日) から平成19年 7 月17日 (火曜日) まで

㊧ 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>)

イ 申込期間

平成19年 7 月 2 日 (月曜日) 午前 9 時30分から平成19年 7 月17日 (火曜日) 午後 9 時59分まで

ウ 申込方法

㊦ 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項 (登録講習修了者については、登録講習修了者証明書 (修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のもの) に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。) を入力する。

㊧ 写真ファイル (平成19年 4 月 1 日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの) を添付する。

エ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する (事務手数料は、本人負担) 。

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

㊦ 配布期間

平成19年 7 月 2 日 (月曜日) から平成19年 7 月31日 (火曜日) まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

㊧ 配布場所

財団法人島根県建築住宅センター

社団法人島根県建設業協会松江支部

同 雲南支部

同 出雲支部

同 邑智支部

同 大田支部

同 浜田支部

同 益田支部

同 隠岐支部

社団法人島根県宅地建物取引業協会松江支部

同 出雲支部

同 大田支部
同 浜田支部
同 益田支部

イ 申込期間

平成19年7月2日(月曜日)から平成19年7月31日(火曜日)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

- ㊦ 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)
- ㊧ 写真一葉(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)
- ㊨ 登録講習修了者については、前記㊦と㊧に加えて登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

エ 受験手数料 7,000円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

オ 郵送先及び郵送方法

財団法人島根県建築住宅センター(松江市北田町35 3 建築会館)あて配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成19年12月5日(水曜日)

(2) 発表の方法

財団法人島根県建築住宅センター及び島根県庁前掲示板へ合格者一覧表の掲示をするとともに、本人あて合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

財団法人島根県建築住宅センター

電話 (0852) 26 - 4577